

Contents

- 「知的財産推進計画 2022」に示された著作権関連制度の改革の方向性(デジタル時代のコンテンツ戦略を中心に) (p.1)
- WTO 閣僚会議での新型コロナワクチン関連特許に関する決議 (p.6)
- 「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」の策定 (p.8)
- 「限定提供データに関する指針」および「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂、「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」 (p.13)

## 「知的財産推進計画 2022」に示された著作権関連制度の改革の方向性 (デジタル時代のコンテンツ戦略を中心に)

弁護士 後藤 未来 / 弁護士 鷲見 彩奈

内閣に設置されている知的財産戦略本部は、2022年6月3日、「意欲ある個人・プレイヤーが社会の知財・無形資産をフル活用できる経済社会への変革」との副題の下、「知的財産推進計画 2022」(以下「本計画」という。)を発表しました<sup>1</sup>。本計画では、日本のイノベーションが依然として低迷しており、日本の知財エコシステムが十分にイノベーションに貢献できていない等の問題認識を踏まえ、以下の8項目が重点施策として整理されています。

<sup>1</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikaku2022.pdf>

スタートアップ・ 大学の知財エコシステムの強化	知財・無形資産の投資・ 活用促進メカニズムの強化
標準の戦略的活用の推進	デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用 環境の整備
デジタル時代のコンテンツ戦略	中小企業／地方（地域）／農林水産業分野の知財 活用強化
知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化	アフターコロナを見据えた クールジャパン（CJ）の再起動

このうち、特に「デジタル時代のコンテンツ戦略」については、2023年通常国会への著作権法の改正法案の提出も計画されており、近い将来の実務への具体的な影響が予想されます。そこで、以下では、デジタル時代のコンテンツ戦略に関する著作権法改正の議論に焦点を当てて、その内容を概観します。

## 1 著作権関連制度の改革の方向性

Web3.0の時代を迎え、メタバースやNFTにより、コンテンツの創作・流通・利用の新たな可能性が広がっており、こうした社会経済的好機を最大限に生かすためには、著作権の権利処理にかかる手続コスト・時間コストを大幅に縮減し、コンテンツの「創作」と「利用」の循環による価値増殖を各段に加速させていくことが期待されます。

本計画では、その具体的な施策の1つとして、著作権制度・関連政策の改革が挙げられています。これは、過去コンテンツ、UGC<sup>2</sup>、権利者不明の著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現であり、著作物の利用の円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を目的とします。

より具体的には、デジタルで一元的に完結する手続を目指し、①いわゆる拡大集中許諾制度(Extended Collective License)等をもとにした、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みの実現、②分野横断権利情報データベースの構築、③集中管理の促進、④現行の著作権者不明等の著作物にかかる裁定制度<sup>3</sup>の改善(手続の迅速化・簡素化)、⑤UGC等のデジタルコンテンツの利用促進が検討されています。

<sup>2</sup> User Generated Contents の略称で、ソーシャルメディア等のオンラインプラットフォーム上のユーザーによって作成・投稿されたコンテンツをいいます。

<sup>3</sup> 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる(著作権法67条1項)。

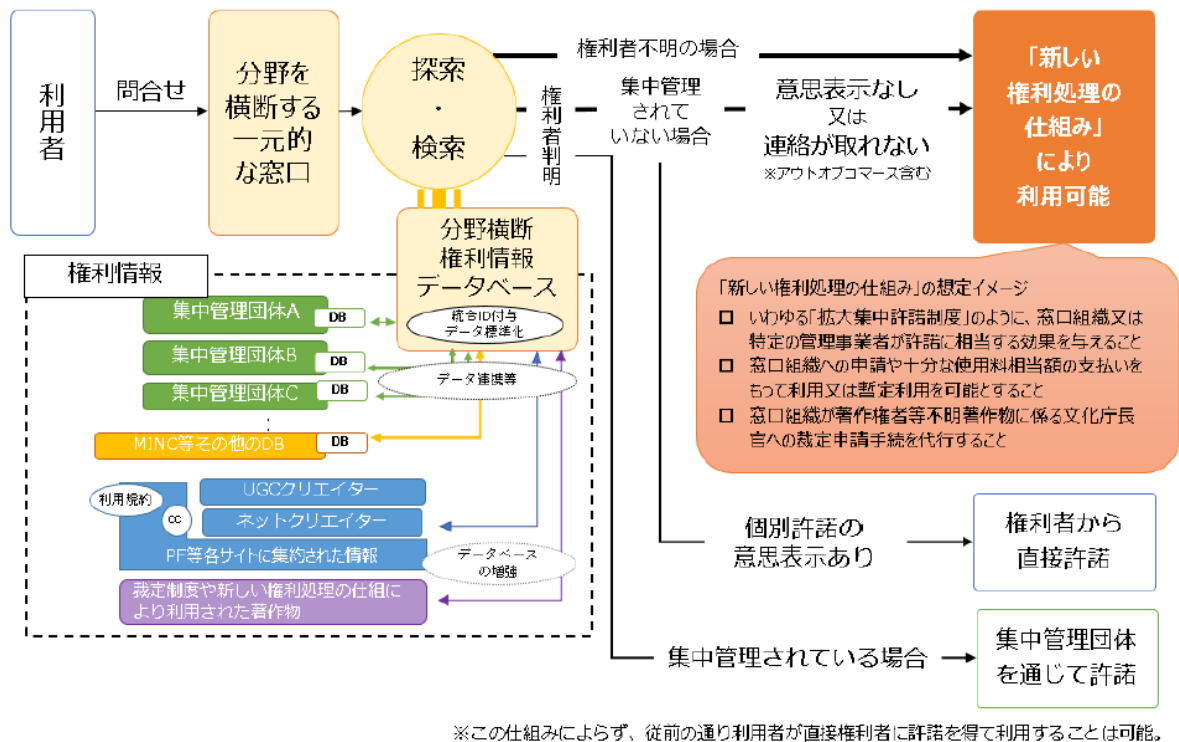


図 18: 分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理・データベースイメージ

※ 出典: 「知的財産推進計画 2022」70 頁

本計画は、上記①～⑤の施策について、具体的な措置を検討の上、2023 年度の通常国会に著作権法の改正法案を提出することとしています。2022 年 6 月 7 日に閣議決定された政府の「規制改革実施計画」においても、これらの施策について、目標とする実施期限や所轄府省が具体的に示されています<sup>4</sup>。

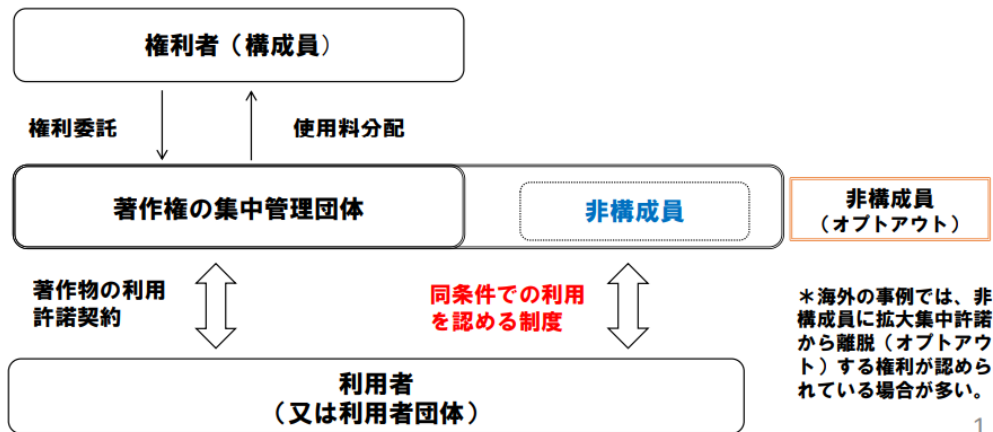
## 2 拡大集中許諾制度(上記施策①)

拡大集中許諾制度については、かねてより文化庁の審議会においても検討が重ねられており、その概要は以下のように整理されています。この制度の特徴は、大まかにいうと、ある分野(音楽分野等)の集中管理団体が締結したライセンス契約の効果を、その団体に著作物の管理を委託していない著作権者に対しても拡大して及ぼす点にあります。

<sup>4</sup> [https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01\\_program.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01_program.pdf)

### (拡大集中許諾制度の概要)

○法律に基づき、**集中管理団体の構成員ではない著作権者の著作物について**、相当数の著作権者を代表する「集中管理団体」と著作物の「利用者」との間で締結された、**著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で**、利用することを認める制度



※ 出典：「いわゆる拡大集中許諾制度の概要等について 令和3年7月19日 文化庁著作権課」<sup>5</sup>

文化庁は、拡大集中許諾制度を導入した場合の法的正当性に関して調査研究を行った結果も公表しています（「拡大集中許諾制度に関する調査研究報告書(2017年3月)」）<sup>6</sup>。文化庁の整理によれば、著作権の集中管理団体は、非構成員の著作物等の第三者による利用についても対価を徴収し、それを非構成員のために留保し、最終的に分配するものであり、こうした対価徴収等の法的正当性を基礎づけるロジックとして、黙示の許諾、労働協約、事務管理等が検討されています。また、分野に複数の団体が存在する場合や未分配の使用料の取扱い等についても、制度設計を検討する必要があるとしています。

文化庁の調査によれば、拡大集中許諾制度は、すでにアイスランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、イギリス等で導入されています。導入国の多くでは、当該著作物の権利者の相当数を代表する団体であること、および政府等の認可を得ることが要件とされているようです。また、導入国に共通して、拡大集中許諾契約から離脱するためのオプトアウトの仕組みが設けられている一方、実務上は、オプトアウトはあまり利用されていないようです。また、使用料は、集中管理団体の規定に従い、原則として各権利者に分配されますが、経済合理性の観点から、権利者が活用できる助成金や、文化振興目的の活動に支出される例もあります。導入国のうち、北欧諸国においては、集中管理団体と利用者との拡大集中許諾の契約締結交渉が不調に終わった場合の対応として、調停・仲裁制度が設けられています。

### 3 その他の施策(上記施策②～⑤)について

その他の施策について、文化庁による主な検討結果(目指すべき方向性)は、次のとおりです<sup>7</sup>。

<sup>5</sup> [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kihonseisaku/r03\\_01/pdf/93286501\\_11.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kihonseisaku/r03_01/pdf/93286501_11.pdf)

<sup>6</sup> [https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h29\\_kakudai\\_kyodaku\\_hokokusho.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h29_kakudai_kyodaku_hokokusho.pdf)

<sup>7</sup>「中間まとめ DX 時代に対応した「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」及び「著作権制度・政策の普及啓発・教育」について【概要】令和3年12月 文化審議会著作権分科会」5～6頁

分野横断権利情報データベースの構築
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 既存のデータベースと連携させた、分散管理型の分野横断的な権利情報データベースの構築</li> <li>✓ 拡張性の高い仕組みとする</li> <li>✓ 実現可能性・持続可能性の観点から、データベースの構築および管理・運用にかかるコストの負担等を考慮</li> <li>✓ 集中管理がされていないコンテンツや UGC 等に関する情報が掲載されていることが望ましい</li> </ul>
集中管理の促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ コンテンツの円滑な利用に貢献するものであるため、機能強化方策を検討すべき</li> </ul>
現行の著作権者不明等の著作物にかかる裁定制度の改善
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 申請に必要な供託手続の不要化、供託金の算定の根拠となる情報の提供、供託手続の改善、供託金にかかる制度の見直し、手続の民間委託等</li> </ul>
UGC 等のデジタルコンテンツの利用促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「UGC」等について定義をすることや具体的に当てはめていくことは難しく、客観的な条件や一定の手続を設け、暫定的利用を可能とする制度設計が可能かを検討</li> <li>✓ 著作者の没年不詳の場合について、保護期間の起算点を推定させる仕組みの検討</li> <li>✓ 複数の著作権者等の許諾が必要となる著作物について、一部の著作権者等のみが利用を反対している場合の扱いについて検討</li> <li>✓ 新しい技術の動向も見据えつつ、運用面や制度面での検討を行っていくことが重要</li> </ul>

#### 4 まとめ

以上のように、Web3.0 等の新たなデジタル時代を見据えたコンテンツの一元的な権利処理等のあり方に関して、政府は、拡大集中許諾制度等の具体的な施策の導入を目指し、2023 年通常国会への著作権法の改正法案の提出を計画しています。特にメタバースなどのデジタル空間におけるコンテンツを利用した事業にかかわる者にとっては、それら法改正の具体的な内容や実務への影響が注目されます。

以上

\*\*\*\*\*

## WTO 閣僚会議での新型コロナワクチン関連特許に関する決議

弁護士 後藤 未来 / 弁護士 鷲見 彩奈

2022年6月12日-17日にかけてスイス・ジュネーブで開催されたWTO閣僚会議において、発展途上国での新型コロナワクチン関連特許の効力の制限を認める旨の決議が行われました<sup>1</sup>(以下「本閣僚決議」といいます。)。実際に、どの範囲の発展途上国において本閣僚決議に従った措置が講じられるかは予断を許しませんが、以下では、関連するTRIPS協定の条項との関係も踏まえつつ、本閣僚決議の内容を概観します。

### 1 TRIPS協定の関連する条項

WTO設立協定の付属書1Cと位置付けられる「TRIPS協定」(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)は、特許権等の知的財産権に関して、WTO加盟国が最低限確保すべき保護水準等を定めています。TRIPS協定の条項(前文及び73条項からなります。))のうち、本閣僚決議と関連する主なものとしては、第28条と第31条があります。第28条は、特許権者に対して所定の排他的権利(物を対象とする特許については、その物の生産、使用、販売等を禁止する等の権利)が与えられるべきこと等を定めています。第31条は、加盟国が、いわゆる強制実施権を国内法令で定める場合に遵守すべき諸条件(大きく11個の条件があります。))を定めており、その中には、強制実施権を設定する前に予め特許権者から合理的な商業上の条件での許諾を得る努力を行うべきことや、強制実施権は主としてこれを許諾する加盟国の国内市場への供給目的に限定されるべきこと等の条件が含まれています。

### 2 本閣僚決議の概要

本閣僚決議は、上記のようなTRIPS協定上の特許権の保護義務に関わらず、「適格加盟国(eligible Members)」に対して、新型コロナワクチンの製造・供給に必要な特許について、新型コロナのパンデミックの対処に必要な範囲で、特許の排他的権利を制限することを許容するものです(特許の排他的権利を制限する態様は特に限定されておらず、裁判所や行政機関による強制的な実施権の付与のほか、国家緊急命令のようなものも含まれます。)。その対象となる「適格加盟国」には、全ての発展途上国が該当するとされています(WTOの約164の加盟国のうち、現在、約3分の2が発展途上国とされています。)。ただし、「適格加盟国」のうち、新型コロナワクチンの製造能力を有する発展途上国については、本閣僚決議を利用しない旨の拘束力ある誓約を行うことが奨励されています。

本閣僚決議の主な内容を、TRIPS協定の関連する条項と対比しつつ整理すると、以下のとおりです。

本閣僚決議	TRIPS協定との関係
適格加盟国は、新型コロナのパンデミックの対処に必要な範囲で、権利者の同意を得ることなく、新型コロナワクチンの製造及び供給に必要な特許の対象の使用を許諾することができます(本閣僚決議第1項)。	TRIPS協定第28条は、特許権者が、特許の対象となる物や方法について排他的な権利を有すべきこと等を定めています。本閣僚決議は、適格加盟国において、この排他的な権利を制限することを一定の範囲で許容する

<sup>1</sup> [directdoc.aspx \(wto.org\)](https://www.wto.org/directdoc.aspx?lang=eng)



	ものです。
<p>(a) 適格加盟国は、本閣僚決議に基づく強制的な実施許諾を認めるに当たり、予め特許権者から合理的な条件での許諾を得る努力を求めする必要はありません。</p> <p>(b) 適格加盟国は、本閣僚決議に基づき製造された製品について、他の適格加盟国にも供給することを許容することができます。</p> <p>(c) 適格加盟国は、本閣僚決議に基づく許可の下で製造された製品の自国への輸入を防止するために効果的な法的手段を確保するものとします。</p> <p>(d) 適格加盟国が特許権者への対価を決定するに当たっては、新型コロナワクチンへの平等なアクセスを保障するという人道的かつ非営利な目的等を考慮に入れることができます。</p>	<p>TRIPS 協定では、特許権者の許諾を得ないで行われる特許発明の実施については、特許権者から許諾を得る努力義務があります(同協定 31 条(b))が、本閣僚決議は、この義務を免除しています。</p> <p>また、TRIPS 協定では、特許権者の許諾を得ないで行われる特許発明の実施は、主に当該加盟国の国内市場への供給のために行われることが尊重される必要があるとされます(同協定 31 条(f))、本閣僚決議(b)は、国外(他の適格加盟国)市場への供給をも認めています。</p>
<p>適格加盟国は、本閣僚決議に基づき製造された新型コロナワクチンの使用の迅速な許可を出すことについて、TRIPS 協定 39.3 条によっても妨げられません(本閣僚決議第 4 項)。</p>	<p>TRIPS 協定 39.3 条は、加盟国に対して、新規性のある化学物質を利用する医薬品に関する非開示情報について、不公正な商業的利用から保護することを義務付けていますが、本閣僚決議が優先されることとなります。</p>
<p>適格加盟国は、本閣僚決議の日から5年間、本閣僚決議の各条項を適用することができ、WTO の一般理事会 (General Council)は、当該期間を延長することもできます(本決議第 6 項)。</p>	

### 3 今後の注目ポイント等

適格加盟国は、本閣僚決議に基づく措置を行う場合、貿易関連知的所有権理事会(Council for TRIPS)に対して当該措置を速やかに報告することとされています(本決議第 5 項)。他方、上記のとおり、「適格加盟国」のうち、新型コロナワクチンの製造能力を有する発展途上国は、本閣僚決議を利用しないことについて、拘束力ある誓約をすることが奨励されており、かかる誓約は WTO のウェブサイトで公表されます。今後、適格加盟国(=発展途上国)のうち、どの国が実際に本閣僚決議に基づく措置を講じるのか、講じる場合にはどのような措置を講じるのか等、注目されます。

また、本閣僚決議は「新型コロナワクチン」に関する特許を対象としていますが、当該決議の日から6か月以内に、加盟国は、同決議を新型コロナの診断薬及び治療薬の製造・供給にまで拡大することを決定するとされています(本決議第 8 項)。こちらも、実際にどのような決議がなされることとなるのか、その動向が注目されます。

以上

\*\*\*\*\*

## 「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」の策定

弁護士 後藤 未来 / 弁護士 出野 智之

経済産業省は、2022年3月31日、標準必須特許(Standard Essential Patent。以下「SEP」という。)に関するライセンス交渉の透明性・予見可能性の向上を通じて適正な取引環境を実現することを目的として、「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」<sup>1</sup>(以下「本指針」という。)を策定しました。本指針は、SEPのライセンス交渉に携わる権利者および実施者が則るべき、誠実交渉の規範を示すものとして公表されました。以下では、本指針の策定の背景を紹介しつつ、そのポイント、実務への影響等について概観します。

### 1 本指針の策定の背景

#### (1) SEPをめぐる紛争の動向

SEPをめぐる紛争は、以前は、移動体通信、画像コーデック、光ディスクといった特定の技術・製品分野の中で紛争が中心でした。たとえば、3Gの通信規格特許を巡るアップルとサムスンの紛争や、4G(LTE)の通信規格特許をめぐるエリクソンとアップルの紛争などが典型例です。

これに対して、近年では、ノキアが4G(LTE)の通信規格特許に基づきダイムラーに対して訴訟提起した例のように、業種の枠を超えたSEP紛争も散見されるようになりました。これは、コネクテッドカーやデジタル家電のように、様々な製品(モノ)がコンピュータとなり、インターネットに接続されることによるIoTの進展を背景とするものであり、こうした傾向は今後も増加していくことが予想されます。

#### (2) SEPのライセンス交渉のあり方に関するわが国での議論等の状況

SEPのライセンス交渉のあり方に関するわが国での主な議論等としては、以下のものがあります。

時期	機関	判決・決定および指針等
2014年5月	知財高裁	アップル対サムスン事件の判決・決定(知財高裁平成26・5・16判決等)
2016年1月	公正取引委員会	知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針
2018年6月	特許庁	標準必須特許ライセンス交渉の手引き ※2022年6月に改訂
2020年4月	経済産業省	マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方
2022年3月	経済産業省	本指針

#### ア 知財高裁:アップル対サムスン事件の判決・決定

知財高裁は、FRAND宣言がなされたSEPに基づく差止請求に関して、FRAND条件による「ライセンスを受

<sup>1</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/sep\\_license/good-faith-negotiation-guidelines-for-SEPlcenses-ja.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/sep_license/good-faith-negotiation-guidelines-for-SEPlcenses-ja.pdf)



ける意思」を有する者に対する差止請求権の行使は権利濫用に当たると判示しました。また、SEP に基づく損害賠償請求に関して、FRAND 条件による「ライセンスを受ける意思」を有する者に対しては同条件でのライセンス料の範囲内での損害賠償請求が許容される一方、かかる意思を有しない者に対しては、FRAND 条件でのライセンス料を超える損害賠償請求も許容され得ると判示しました。

これは、知財高裁として初めて、SEP に基づく権利行使がどのような場合にどの範囲で許容され得るかについての基本枠組みを提示したものです。

#### イ 公正取引委員会:知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針(2016年1月21日改正)

公正取引委員会は、SEP について FRAND 宣言がなされている場合には、権利者が、「ライセンスを受ける意思」を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、または差止請求訴訟を提起すること等は、対象製品の市場における競争を実質的に制限するまでには至らず私的独占に該当しない場合であっても、公正競争阻害性を有するときには、不公正な取引方法(一般指定2項、14項)に該当することを示しました。

#### ウ 特許庁:標準必須特許ライセンス交渉の手引き(2018年6月5日策定、2022年6月改訂)

特許庁の「標準必須特許ライセンス交渉の手引き」(以下「交渉手引き」という。)は、国内外の裁判例や競争当局の判断、ライセンス実務等の動向を踏まえて、SEP のライセンス交渉に関する諸論点を整理したものであり、規範を設定するものではなく、法的拘束力も有しないとされます。なお、交渉手引きは、2022年6月に改訂版が公表されています。

#### エ 経済産業省:マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方(2020年4月21日作成)

SEP のライセンス交渉の円滑化に資するため、マルチコンポーネント製品にかかる SEP のロイヤルティ算定に関する経済産業省の考え方を示すものとして策定されました。たとえば、SEP の権利者は、サプライチェーンにおける取引段階にかかわらず、ライセンスの取得を希望するすべての者に対してライセンスしなければならないとする考え方(License to All)が適切である等の考え方が示されています。

## 2 本指針の概要

以上のような状況を背景に、経済産業省は、2021年3月から「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」を開催し、同年7月に、その中間整理報告書で、「政府として、権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルールを迅速に検討し、対外的に発信していく」との方針を示しました。本指針は、この方針に基づき策定されたものであり、概要は以下のとおりです。

### (1) 本指針の対象

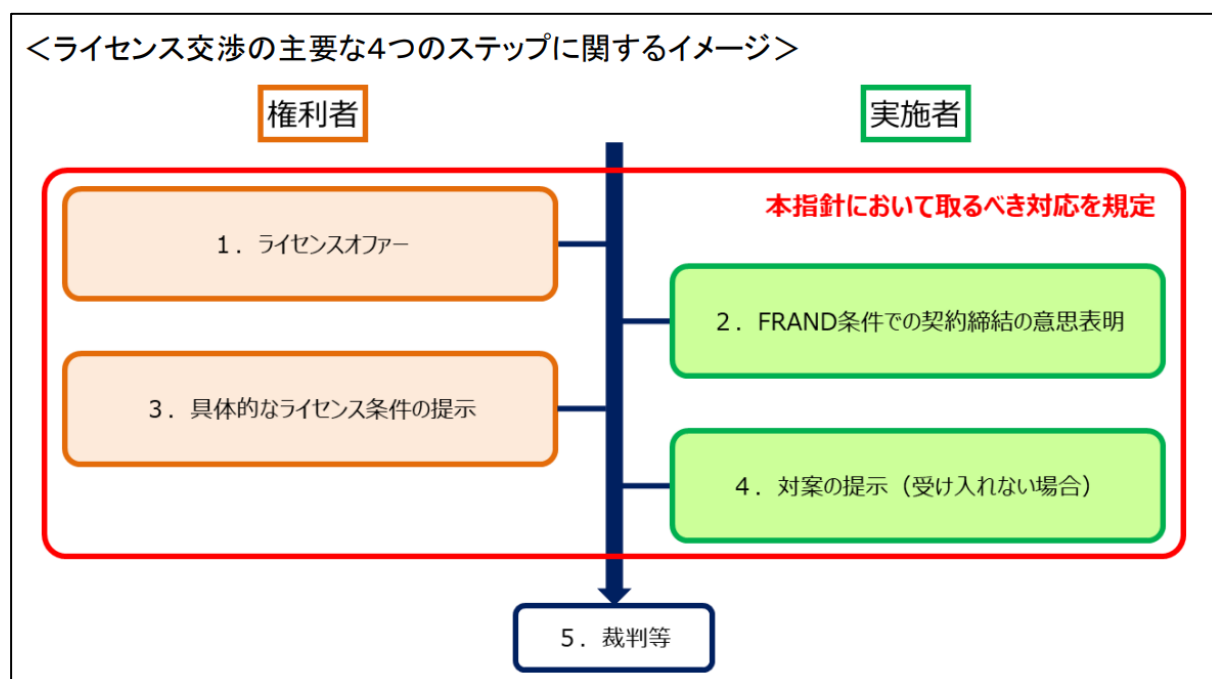
本指針は、FRAND 宣言がなされた SEP について、権利者自らが実施者で行う二者間のライセンス交渉を対象とし、パテントプール管理会社が行う交渉は直接の対象とはしないとされます。

## (2) ライセンス交渉の各ステップにおいて取るべき対応

本指針は、SEP のライセンス交渉を 4 つのステップに分け、権利者と実施者それぞれが取るべき対応を示しています。

<ライセンス交渉の主要な 4 つのステップ>

- ステップ 1: 権利者によるライセンスオファー
- ステップ 2: 実施者による FRAND 条件での契約締結の意思表示
- ステップ 3: 権利者による具体的なライセンス条件の提示
- ステップ 4: 実施者による対案の提示(ステップ 3 のライセンス条件を受け入れない場合)



※ 出典: 本指針

### ア ステップ 1: 権利者によるライセンスオファー

ステップ 1 において、権利者は、実施者に対し以下の事項を提示すべきだとされます。

- 特許番号のリスト
- 特許請求項と規格を構成要件単位で対応させたクレームチャート(対象特許の件数が多い場合には代表的な特許に関するもの)
- 実施者の製品が対応する規格に準拠していることを示す情報
- FRAND 宣言がなされていることを示す情報および対応する規格書の番号

上記 4 点(特に 2 点目)は、実際の SEP のライセンス交渉において、必ずしも確立した実務運用とまではいえないようにも思われるところ、これらがどこまで実務規範として実際に機能するかは、今後の裁判例を含め実務の蓄積を待つ必要があるでしょう。また、2 点目(クレームチャートの提示)に関しては、実際の SEP のライセ

ンス交渉では、権利者が保有する多数の規格特許が纏めて交渉対象とされるケースも多く、その場合にクレームチャートを提示すべき「代表的な特許」が具体的に何を指すのか、実務上は重要となるでしょう。

#### イ ステップ 2: 実施者による FRAND 条件での契約締結の意思表示

ステップ 2 において、実施者は、以下のとおり FRAND 条件でのライセンスを受ける意思を有する旨を表明すべきとされます。

- 実施者は、権利者からステップ 1 のライセンスオファーを受けた場合は、権利者に対し、FRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する旨を表明すべきである。
- 実施者が意思表示を行う際に、ライセンス交渉の過程で対象特許の必須性・有効性・侵害該当性を争うことを留保することは、FRAND 条件で誠実にライセンスを受ける意思を有する実施者であることを否定することにはならない。
- 実施者が意思表示を行った後も、実施者が自らライセンス交渉を進める上でサプライヤや弁護士・弁理士等の知見を必要とする場合に、実施者がライセンス交渉の過程で権利者から提示された情報をこれらの者に対して開示することを、権利者は妨げるべきではない。

#### ウ ステップ 3: 具体的なライセンス条件の提示

ステップ 3 において、権利者は、以下のとおり具体的なライセンス条件を提示すべきとされます。

- 権利者は、実施者からステップ 2 の意思表示を受けた場合は、実施者に対して、ロイヤルティを含む具体的なライセンス条件を提示すべきである。
- 権利者は、ロイヤルティの算出方法に加えて、ライセンス条件が FRAND であることを客観的に理解できるように説明すべきである。

#### エ ステップ 4: 実施者による対案の提示(ステップ 3 のライセンス条件を受け入れない場合)

ステップ 4 において、実施者は、以下のとおりライセンス条件の対案を提示すべきとされます。

- 実施者は、権利者からステップ 3 のライセンス条件の提示を受けた場合に、提示されたライセンス条件を受け入れないときは、権利者に対して、ロイヤルティを含む具体的なライセンス条件を対案として提示すべきである。
- 実施者は、ロイヤルティの算出方法に加えて、ライセンス条件が FRAND であることを客観的に理解できるように説明すべきである。

### 3 今後の課題等

本指針は、その位置付けについて、国内特許を含む SEP のライセンス交渉に携わる権利者および実施者が則るべき誠実交渉の「規範」を示すものであるとしつつも、「法的拘束力」は持たないとしています。また、SEP のライセンス交渉に関する明確なグローバル・ルールは存在しないため、本指針に則って行動することにより、個別の訴訟において、誠実に交渉したとの判断が得られることを保証するものではないとも述べています。このような位置

付けを踏まえると、本指針は、少なくとも現段階では、権利者および実施者が SEP のライセンス交渉を行う際の一つの参考とはなり得るものの、これがどの程度実務を規律することになるかは未知数であり、今後の裁判例の蓄積を含めた実務の進展を待つ必要があるでしょう。また、実際の SEP のライセンス交渉においては、本指針では直接に触れていない側面(たとえば、上述した権利者がクレームチャートを示すべき対象となる「代表的な特許」の具体的な内容・範囲や、権利者および実施者双方が提示するライセンス条件が FRAND か否かを判断する際の基準、パテントプール管理会社と実施者が行うライセンス交渉のあり方等)が問題となることも少なくなく、本指針外での実務の進展に委ねられることになるでしょう。

なお、実務上、SEP のライセンス交渉はクロスボーダーで行われることも多く、その場合、権利者および実施者は、わが国のみならず、外国(特に、特許訴訟の主戦場となることが多い米国、欧州等)におけるライセンス交渉の規律をも踏まえて行動することが求められます。他面、そのような権利者および実施者双方にとって使いやすい制度を整備する観点からは、わが国における規律も、主要な諸外国における実務の進展等に応じて、それらとの調和にも配慮しながら、今後も進化・発展(場合によっては見直しも含め)していくことが期待されます。

以上

\*\*\*\*\*

## 「限定提供データに関する指針」および「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂、「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」

弁護士 後藤 未来 / 弁護士 小松 侑太

ブロックチェーンや AI・IoT 技術を始めとするデジタル・ネットワーク技術の更なる進化、それらのビジネスへの浸透に伴い、今後も、企業活動における情報資産の重要性が増大していくことが予想されます。

こうした情報資産のわが国での法的保護の枠組みとしては、契約によるものを除けば、不正競争防止法(以下「不競法」という。)、特許法・著作権法・不法行為法(民法)が主なものです。このうち、不競法に関しては、「営業秘密」による保護に加えて、平成 30 年法改正(令和元年 7 月 1 日施行)により「限定提供データ」(不競法 2 条 7 項)の制度が新たに導入されました。また、これら法的保護の対象となるか否かにかかわらず、企業の事業活動に有用な情報が企業内で秘密のまま保持されることは、(その情報が不競法上の営業秘密として法的に保護されない場合であっても)当該企業の競争力を維持・向上させるのに資するものです。

このような背景の下で、令和 4 年 5 月 17 日、経済産業省は、「秘密情報の保護ハンドブック」および「限定提供データに関する指針」の各改訂版、および「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」を公表しました。以下では、これらの内容を概観します。

### 1 「限定提供データに関する指針」の改訂版について

令和 4 年 5 月 17 日付けで公表された改訂版は、先行して令和 4 年 3 月 23 日に公表された改訂案をベースに、その間に実施されたパブリックコメントの結果も踏まえてアップデートしたものとなっています。

#### (1) 「限定提供データに関する指針」とは

##### ア 限定提供データに関する制度の概要

限定提供データに関する制度は、企業活動等において価値のあるデータのうち、①著作権法の保護対象とはならず、また、②他社との共有を前提とするため「営業秘密」にも該当しないものを保護するために平成 30 年(2018 年)法改正により新たに導入されたものです。

限定提供データの保護に関する基本的な枠組みとしては、所定の要件を満たすデータを「限定提供データ」(業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。))と定義した上で(不競法 2 条 7 項)、そのようなデータを不正取得等する行為を「不正競争」として規制対象とするものです。

##### イ 「限定提供データに関する指針」の位置づけ

不競法上の「限定提供データ」に関する条文構成はシンプルですが、その反面、具体的にどのような場合に「限定提供データ」の要件を満たすのか(たとえば、「限定提供データ」の要件の一つである「相当量蓄積され」とは、どの程度の蓄積量が必要なのか)等について、条文の文言だけでは必ずしも把握が容易でない部分もあります。

「限定提供データに関する指針」では、そのような条文の解釈等に関する考え方や、規制対象となる違反行為等の具体例が盛り込まれています。この指針は、経済産業省としての一つの考え方を示すもので、法的な拘束力を持つものではないとされますが、限定提供データに関する裁判例の蓄積が乏しい現状においては、実務を進める上での参照価値は高いといえます。

## (2) 「限定提供データに関する指針」の改訂版の概要

限定提供データに関する規律は、国会の附帯決議において、施行後 3 年の見直しが要請されていました。

これを受け、限定提供データに関する規律の創設時からの実務の進展、近時政府全体で推し進めるデジタル化の進展等を念頭に、主に、(i)制度施行後、限定提供データの利活用が進む中で解釈の明確化等の要請が寄せられた論点、(ii)データ流通プラットフォームを運営する取引事業者が制度実装する際に課題となる論点について、改訂が提示されています。その概要は以下のとおりです。

### ア 「限定提供データ」の定義にかかわるもの

上記のとおり、「限定提供データ」とは、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法・・・により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものを除く。)」と定義されています。この定義を満たすための各要件に関して、趣旨の明確化等の補充が図られています。

#### (ア)「業として」の趣旨の明確化

「業として」とは、ある者の行為が、社会通念上、事業の遂行・一環として行われているといえる程度であることをいい、行為の反復継続性は求めないことが明記されました。

#### (イ)(特定の者に)「提供する」の明確化

「提供する」とは、データを特定の者が利用し得る状態に置くことをいい、実際に提供をしている場合だけでなく、提供する意思が認められる場合にも、本要件を満たすことが明記されました。

#### (ウ)(電磁的方法により)「相当量蓄積され」の考慮要素

改訂前の指針では、「相当量蓄積され」ているか否かの判断にあたり、当該データが電磁的方法により蓄積されることで生み出される付加価値、利 活用の可能性、取引価格、データの収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案されるとされていました。

今回の改訂案では、上記の各要素に加え、データの創出に対する投資等も考慮要素となることが明記されました。

#### (エ)電磁的管理性の解釈

電磁的管理性(「電磁的方法・・・により」「管理され」)が満たされるか否かは、特定の者に対するデータ提供時に施されている管理措置によって判断されるため、社内でのデータの取扱いに際して電磁的管理がなされていなかったとしても、同要件が直ちに否定されることはないことが明記されました。

また、当該データに向けた管理が電磁的になされていない場合には、電磁的管理性を満たさないと考えられることが明記されました。今回の改定案には、その具体例として、データの提供を希望する者が当該データを受け取るためには、他の作業をなすこともある部屋に設置された PC に物理的にアクセスする



必要がある場合に、データ自体には電磁的な管理がされておらず、当該部屋への出入りのみを電磁的に管理している場合には、電磁的管理性を満たさないと説明されています。

#### (オ)「秘密として管理されているものを除く」の趣旨の明確化

「秘密として管理されているものを除く」という要件は、法適用の場面において、限定提供データによる保護と営業秘密による保護が重複して及ばないことを意味するにすぎず、実務上は、両制度による保護の可能性を見据えた管理を行うことは否定されないことが明記されました。

### イ 不正競争行為への該当性にかかわるもの

#### (ア)正当取得類型の任務違反要件

「限定提供データの管理に係る任務」が認められ得る、ライセンス契約に関する具体例が追記されました。

#### (イ)転得類型における悪意

データ流通プラットフォームサービスを介してデータを取得した際に、当該データに当該サービスを提供するプラットフォーマーによる認証のある来歴情報が付されておりこれを信頼した場合には、悪意がないと考えられることが明記されました。

#### (ウ)転得類型とデータの同一性

現行制度では、転得したデータ(限定提供データ)を用いて加工情報を作成し、当該加工情報を第三者に開示する行為は、開示するデータが「限定提供データ」といえなければ、不正競争に該当しないことが明記されました。

### ウ 不正競争行為に対する差止め等の請求権者

限定提供データにかかる不正競争行為を行う者に対して、どのような主体が、差止請求や損害賠償請求の請求権者となるかについて、新たに解説が加えられました。かかる請求権者となるのは、原則として「限定提供データを保有する事業者」であるとした上で、近時のデータ関連サービスにおいて重要な役割を担うプラットフォーマーに関して、その役割の類型に応じた請求適格の有無についても説明が加えられています。

## 2 「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂版について

「秘密情報の保護ハンドブック」は、秘密情報を決定する際の実践的な考え方、その漏えい防止のために講ずるべき対策例、万が一情報が漏えいした場合の対応方法等を、近年の情報漏えいの具体的事例を交えて示すことで、秘密情報の管理の適切な実施を可能にするために、平成28年(2016年)2月に策定されたものです。このハンドブックが対象とする「秘密情報」とは、不競法上の法的な保護対象となる「営業秘密」よりも広く、他者に対して秘密とすることでその価値を發揮する情報を指すものとされています。

「秘密情報の保護ハンドブック」は、そのように法的保護レベルを超えた広義の「秘密情報」を対象として、企業における情報漏えい防止のために有効と考えられる対策等が具体例を用いて紹介されており、企業が自社の情報資産を保護・活用していくための有用な参考資料を提供するものとなっています。

なお、不競法上の法的保護の対象となる「営業秘密」に関しては、経済産業省が策定した「営業秘密管理指針」が存在する。これは、営業秘密として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すものです。

今回の改訂の概要は以下のとおりです。

### (1) 関連する法制度やガイドライン等の新設・改訂に伴う修正

平成 30 年(2018 年)の不競法改正で追加された限定提供データの保護および令和 2 年(2020 年)の個人情報保護法の改正等に関する記載を追記するほか、各種ガイドライン(「テレワークセキュリティガイドライン」(総務省)、「知的財産取引に関するガイドライン」(中小企業庁)等)を反映しています。

### (2) 営業秘密・秘密情報をとりまく社会情勢等の変化に伴う修正

近時のテレワークの普及等の社会情勢の変化に合わせた情報漏えい・流出リスクについて記載の見直しが行われるとともに、データセキュリティ技術(AI を用いた内部モニタリングシステム等)の進展を踏まえた対策のあり方に関する記載の補充、さらには、サプライチェーン間での秘密情報の受け渡しの機会増加を踏まえた漏洩対策にかかる記載の追加がなされています。

これらは、多くの企業が目下直面し得る課題に対し、具体例を挙げつつ対策のポイント等を説明するものであり、自社の対策を構築あるいは再検証する上でのチェックリスト的な意味でも一読の価値はあるでしょう。

### (3) 重要な秘密情報の多様化への対応

秘密情報の具体例として、営業秘密のほか、個人情報(個人情報保護法)、機微情報(外為法)等を盛り込むことによって、対象の明確化・具体化を実施しています。

また、近年、特に海外への重要な技術情報の流出への懸念が高まっている中、外国から日本企業が保有する秘密情報が狙われるリスクについて、過去の漏洩事件を踏まえ、典型的なパターン(①サイバー攻撃による秘密情報の窃取、②スパイとなる者を仕立てた秘密情報の窃取、③通常の経済・学術活動に見せかけた秘密情報の窃取)に整理して紹介しています。

これらは、自社が取り扱う情報が日々増大・多様化する中で、どのような対外的リスクがあり得るのかを把握・認識する上で、有用な参照資料となるでしょう。

## 3 「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」(以下「中間整理報告」という。)について

### (1) 「中間整理報告」の位置づけ

「中間整理報告」は、令和 3 年 12 月から令和 4 年 3 月までに行われた第 12 回から第 16 回の産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会における議論内容を取りまとめ、各検討課題について、今後対応すべき事項等を示しています。

これらは、必ずしも各論点についての結論を示したものではありませんが、今後の不競法関連の規制のあり方に対する政府の考え方を理解するに当たって参考になるものと思われます。

## (2) 「中間整理報告」の概要

不競法に関する制度的課題について、「データ利活用の更なる推進」、「技術・重要データの保全（海外流出の防止）」、および「オープンイノベーションの推進」という3つの視点から検討が加えられています。

### ア データ利活用の更なる推進

データ利活用の環境整備という観点からは、「限定提供データ」の規律とともに、「営業秘密」に関しても「データ保護」の視点から見直しを図り、両制度一体として、「価値あるデータの保護」の実効性確保を図っていく必要性が指摘されています。その上で、①限定提供データに関する規律の運用面の見直し、②限定提供データに関する規律の制度面での見直し、③営業秘密の使用等の推定規定（不競法5条の2）の拡充、④損害賠償額の算定規定の見直し（不競法5条拡充）という観点から検討されています。

#### (ア)①限定提供データに関する規律の運用面の見直し

この点については、上記2で紹介した「限定提供データに関する指針」の改訂として対応が行われています。

#### (イ)②限定提供データに関する規律の制度面での見直し

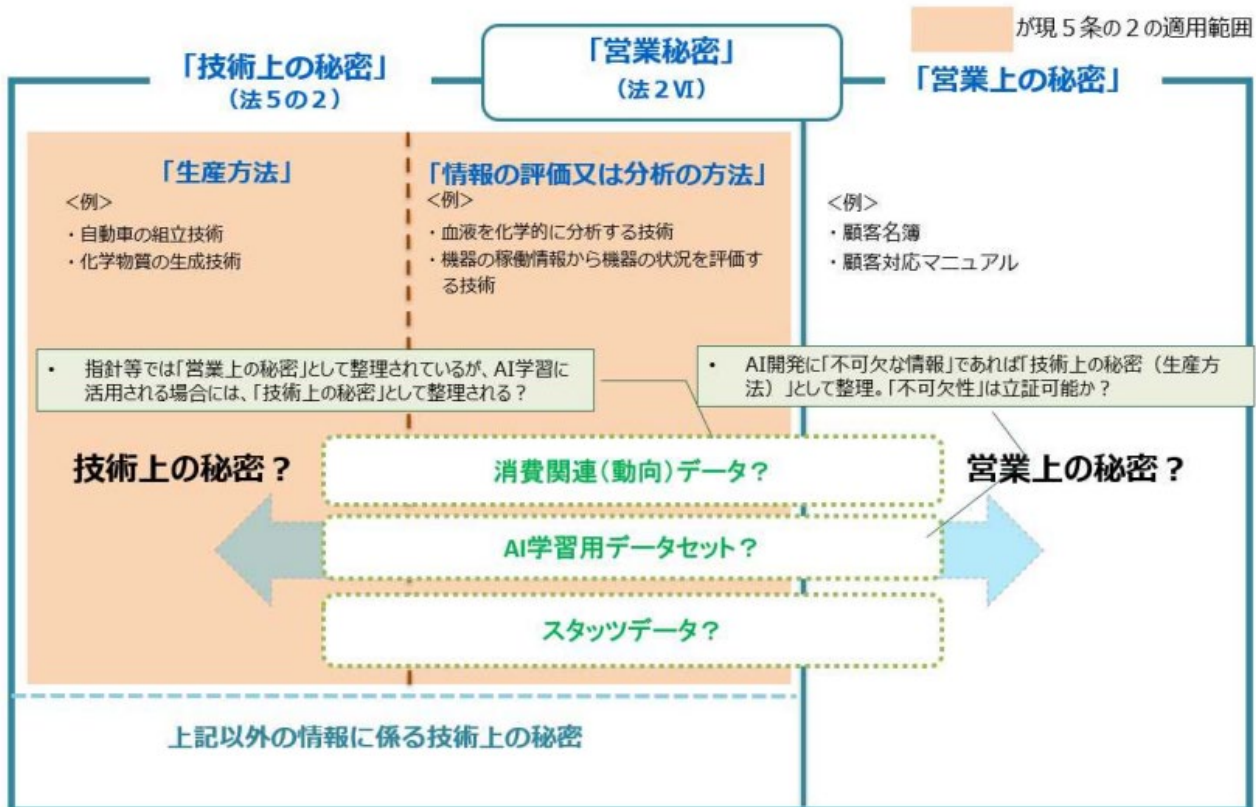
この点については、多岐にわたる論点が議論されていますが、第一に、制度創設時には対応が見送られた事項（限定提供データ侵害の刑事罰化、限定提供データ侵害品の譲渡等規制、転得類型における重過失規制、悪意転換後の使用行為規制）について、引き続き、実務の動向を注視しつつ継続的に検討を行うこととされています。

第二に、「限定提供データ」の定義における「秘密として管理されているものを除く」の要件（不競法2条7項）に関する課題については、直近の手当てとして「限定提供データに関する指針」の改訂を検討しつつ、本小委員会での意見も踏まえ制度的手当の検討を進めることとされています。

第三に、「善意取得者保護にかかる適用除外規定（不競法19条1項8号イ）の善意の判断基準時」に関する課題については、限定提供データの転得者の取引の安全、元の限定提供データ保有者の保護のバランスを踏まえ、制度実装を行っている事業者によるニーズ・個別事案等の状況も踏まえ、適切な制度の在り方について検討を進めることとされています。

### (ウ)③営業秘密の使用等の推定規定(不競法5条の2)の拡充

この点については、(i)推定規定の対象情報が、「技術上の秘密」のうち、「生産方法」と「情報の評価または分析の方法」に限定されており、また、(ii)対象類型が、不正取得類型および取得時悪意重過失の転得類型に限定されているという制約があることから、適用対象を拡充すべきではないかについて検討されています。



※ 出典： 中間整理報告<sup>1</sup>

<sup>1</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki\\_zaisan/fusei\\_kyoso/pdf/20220517\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/20220517_1.pdf)

## (エ)④損害賠償額の算定規定の見直し(不競法 5 条拡充)

この点に関して、現行の損害賠償額の算定規定(推定規定)は以下のとおりです。

条文見出し	規定の概要	対象類型
①逸失利益 (5条1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>侵害者が譲渡した物の数量に、被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じた額</u>を被侵害者の損害の額とできる。</li> </ul> <p>(被害製品の単位数量当たりの利益額×侵害品の譲渡数量)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周知表示・著名表示(1号・2号)</li> <li>● 形態模倣(3号)</li> <li>● <b>営業秘密のうち技術上の秘密(4～10号)</b></li> <li>● <b>限定提供データ(11～16号)</b></li> <li>● 代理人等の商標冒用(22号)</li> </ul>
②侵害者利益 (5条2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>侵害者が侵害行為により受けた利益の額</u>を損害の額と推定することができる。</li> </ul>	全類型
③相当使用料額 (5条3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「不正競争」によって営業上の利益を侵害された者が、侵害者に、<u>使用許諾料に相当する額を損害額</u>として請求することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周知表示・著名表示(1号・2号)</li> <li>● 形態模倣(3号)</li> <li>● <b>営業秘密(4～9号)</b></li> <li>● <b>限定提供データ(11～16号)</b></li> <li>● ドメインネームの不正取得(19号)</li> <li>● 代理人等の商標冒用(22号)</li> </ul>

※ 出典：中間整理報告<sup>1</sup>

上記のように、不競法 5 条 1 項に関する現行制度では、「技術上の秘密」が侵害された場合に適用場面が限定されているところ、データ侵害の場合にも本項を活用できるよう「営業秘密」全般に拡充を行う方向で検討を進めることとされています。また、現行制度では、「物を譲渡」している場合にしか同項を適用できないところ、「データを提供」している場合や「サービス(役務)を提供」している場合等にも拡充を行う方向で検討を進めることとされています。

不競法 5 条 3 項については、現行制度では、営業秘密等が「使用」されている場合に適用場面が限定されている点について、「使用」に限らず営業秘密等が利用されている場合も適用対象に含むことができるよう制度的手当を実施する方向で検討を進めることとされています。

また、特許法等で先行して手当がされている、「権利者の生産・販売能力等を超える部分の損害の認定規定」(特許法 102 条 1 項改正部分)、「相当使用料額の増額規定」(特許法 102 条 4 項改正部分)については、不競法の特質を考慮しつつ、同様の制度的手当を行う方向で検討を進めることとされています。

## イ 技術・重要データの保全(海外流出の防止)

わが国の競争力の源泉たる重要な技術情報等を意図的に狙う悪質なケースへ対抗していくためには、刑事規律による抑止力強化とともに、企業自らが情報管理を適切に行い、万が一の流出の際には、被害企業として、その保全・被害回復に向けて断固たる措置を取っていく必要性が指摘されています。その上で、訴訟遂行していくに当たって課題となり得る論点として、①証拠収集や、②管轄・準拠法等について検討されています。



### (ア)①証拠収集

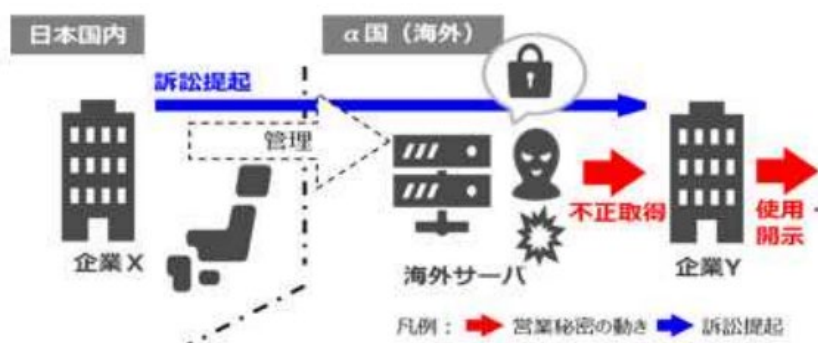
この点については、査証制度の導入がまず検討されているが、海外での実施の可能性も含め、引き続き中長期的な視点で検討を継続することとされました。また、その他の証拠収集の困難性を解決するための制度的手当についても引き続き検討を行うこととされています。

### (イ)②管轄・準拠法等

現状、国際的な営業秘密侵害の管轄・準拠法について、裁判例等において定見が確立されていません。たとえば、以下のようなケース(元社員が営業秘密を海外の競合企業に開示・同企業が使用等する事例や、海外サーバ上で管理している営業秘密が海外で不正利用された事例)において、その裁判管轄や準拠法は必ずしも明確でない現状にあります。



- 元社員Y1については開示行為が海外で行われていること、競合企業Y2については、取得・使用・開示、いずれの行為も海外で行われていることから、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか、日本法が準拠法として選択されるか、いずれも不明確。



- 企業Yの行為はいずれも海外で行われていることから、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか、日本法が準拠法として選択されるか、いずれも不明確。

※ 出典：中間整理報告<sup>1</sup>



そこで、一定の場合に、日本の裁判所に国際裁判管轄を認める旨の制度整備を行うことや(管轄の観点)、一定の場合に、日本の営業秘密関連法規が適用される旨の規定を新設すること(準拠法の観点)の是非が問題となります。これらの点については、今後、企業の訴訟戦略を妨げないとの視点、制度整備による他国法令への影響、他国の法制化動向等を加味しながら、継続検討していくこととされています。

## ウ オープンイノベーションの推進

特許や技術情報等のライセンスが行われる場合に、ライセンサー(技術保有者)が、権利や事業を第三者に譲渡したり、破産してしまったときに、ライセンシーによる当該技術の継続利用をいかにして確保するかが問題となります。特許法や著作権法等においては、ライセンシーの保護制度として当然対抗制度がすでに整備されている一方、不競法においては、ライセンシーの保護制度が十分に整備されていないのが現状です。

対抗制度の採否		関連条文等		
特許法	○	・ 通常実施権 (99条) ・ 仮通常実施権 (34条の5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ○…当然対抗制度を整備</li> <li>△…登録対抗制度を整備</li> <li>● 著作権法・種苗法については、令和2年改正で当然対抗制度を整備。</li> </ul>	
実用新案法	○	・ 通常実施権 (19条3項) ・ 仮通常実施権 (4条の2第3項)		
意匠法	○	・ 通常実施権 (28条3項) ・ 仮通常実施権 (5条の2第3項)		
商標法	△	・ 通常使用権 (31条4項)		
著作権法	○	・ 利用権 (63条の2) ※R2年改正		
不競法	×	・ 規定なし		
種苗法	○	・ 通常利用権 (32条の2) ※R2年改正		
半導体回路配置法	△	・ 通常利用権 (21条2項)		
				松田崇治「ライセンス契約法」(有斐閣、2020) 48頁を参考に作成

※ 出典：中間整理報告<sup>1</sup>

このような現状を踏まえ、中間整理報告では、不競法におけるライセンシーの保護制度の整備の是非について検討されています。この点について、不競法においてもライセンシーの保護制度を整備すべきという意見が多数だったとされる一方、具体的な保護制度のあり方については、(i)営業秘密等を利用する利用権を設定し当該権利の対抗力を規定するという意見、(ii)不競法上の差止請求権等および破産法 53 条 1 項等の適用除外規定を整備するという意見の 2 つが出たとされます。制度の実現可能性、ライセンシー保護の安定性、実務への影響等の観点を踏まえつつ、今後具体的な検討を進めることとされています。

以上

\*\*\*\*\*

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 後藤 未来([miki.goto@amt-law.com](mailto:miki.goto@amt-law.com))
  - 本ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - 本ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)